

困難な問題を抱える女性※新規

※第 2 回部会資料

《国土交通省・厚生労働省通知》

性暴力・性犯罪被害、家庭の破綻、地域社会からの孤立等の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。この点、同法第 5 条において「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、**住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない**」こととされ、同法第 7 条第 1 項に基づく基本方針において、**住まいの確保等に関する事項が記載されたことを踏まえ、同法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性を追加。**



■大阪府居住安定確保計画における困難な問題を抱える女性への居住支援施策について

【大阪府の考え方（案）】

困難な問題を抱える女性についてはその特性（一時保護、秘匿性など）を考慮しながら、包括的な支援の提供が必要となるため女性相談センター等と、居住支援法人や市町村居住支援協議会との連携を促進し、居住の安定確保を図っていく。

刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等（※範囲を拡大）

※第 2 回部会資料

《国土交通省・厚生労働省通知》

満期釈放者の 2 年以内再入率が仮釈放者のそれと比較して高い傾向にあり、**満期釈放者のうち約 4 割が適当な帰宅先が確保されないまま刑務所を出所している**こともあり、**再犯防止等を図る上で刑務所出所者等の適切な帰宅先の確保が重要な課題**とされているため、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者に加え、生活環境の調整の対象者、刑執行終了者等に対する援助を受けている者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者及び労役場に留置されていた者を追加。



出展：法務省リーフレット

■大阪府居住安定確保計画における刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等への居住支援施策について

【大阪府の考え方（案）】

再犯防止等を図る上で刑務所出所者等の適切な帰住先の確保が重要な課題であることから、更生保護施設等と居住支援法人との連携を促し、地域社会における定住先の確保が必要であることから、刑事施設等の社会復帰支援の取組などについて、市町村居住支援協議会や居住支援法人等への理解を促進し、居住支援体制の構築を促進することで、居住の安定の確保を図っていく。

女性支援事業について

令和7年11月

大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課



1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※従来の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的

第2条 定義

第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等

第6条 周旋等

第11条 場所の提供

第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所

第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助

存続

2 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の概要

1 計画の基本的な考え方（第1章）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」）の成立

- 女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要
- 府ではH30「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言」を踏まえ、女性支援を実施
- 女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、女性支援法が成立

大阪府基本計画の策定

- 女性支援法が厚生労働省が令和5年3月に策定した基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために大阪府基本計画を策定

基本計画の対象期間と基本理念

- 基本計画の対象期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間
- 支援の対象者と基本理念は女性支援法及び国の基本方針を踏襲し、包括的かつ継続的な支援を実施

2 困難な問題を抱える女性をめぐる現状・課題（第1章）

（1）現状

※数値については一部を除き令和4年度のもです。

女性相談センター及び市町村婦人相談員の相談状況等

- 婦人相談所1か所設置（大阪府女性相談センター） 婦人相談員設置市 14市/33市（42.4%）
- 女性相談の件数 大阪府11,401件（R4）、婦人相談員設置市11,709件（R4・13市）
市町村DV相談16,697件（政令市含む）
- 女性相談センターにおける一時保護委託件数含む 245人（R4）

配偶者暴力相談支援センターの状況等

- 大阪府配偶者暴力相談支援センター 7か所（女性相談センター及び6か所の子ども家庭センター）
- 市町村配偶者暴力相談支援センター 8市/43市町村（18.6%）（R5）
- 配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度 20%（R1）
※資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」

婦人保護施設

- 婦人保護施設1か所2施設（大阪府立女性自立支援センター） 定員数 60人
- 令和4年度利用者実績 79人（本人のみの人数）

行政機関と民間団体の連携

- 民間団体アンケート回答46団体（R5調査）中、行政機関と連携している民間団体 38団体
- 女性相談窓口において民間団体と連携している市町村数 8市/43市町村（18.6%）（R4調査）

（2）課題

支援体制

- 婦人相談員設置市の数が多いとはいえないことに加え、配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度も高いとはいえず、相談や支援のニーズに十分対応できていない可能性がある
- 相談件数は横ばいにも関わらず、一時保護の人数が減少傾向にあり、一時保護が必要であった人が、結果として一時保護につながらなかった可能性がある

民間団体との連携

- 多様な活動を行う民間団体があるが、十分連携が取れている行政機関は多いとはいえず連携場面も限定的

3 基本目標（令和6年度～令和8年度）（第1章）

※【】内は数値目標

- （1）女性相談支援員の配置などにより全ての市町村で女性相談機能の構築を促進
【女性相談支援員の配置市数 14市→全33市】
- （2）女性相談支援員の任用6か月以内の初任者研修受講【受講率100%】及び中堅職員研修の充実
- （3）女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議（支援調整会議）の開催を促進
【16市（町村）】
- （4）市町村（女性相談窓口）における民間団体との連携を促進【8市→16市（町村）】
- （5）大阪府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載する府ウェブページを開設【30,000PV】
配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度の向上【20%→25%】
※おおさか男女共同参画プランにおける目標値（R7年度）と同じ

7 基本計画の見直し（第3章）

- 基本計画の見直しにあたっては、見直し前に各種統計調査、市町村アンケート及び民間団体アンケート等を行い、当該調査結果等をもとに基本計画に定めた基本目標の評価を行う。
- 当該評価により得られた結果をもとに、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行うこととする。

4 役割分担（第2章）

大阪府と市町村は、適切な役割分担のもと、相互に連携して、女性支援事業に取り組む。

大阪府の役割

- 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討し展開
- 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討
- 広域的な観点から、市町村への情報提供、施策の取組状況の把握や展開、支援、必要な取組を促進

市町村の役割

- 最も身近な相談先としての役割を果たす
- 多くの福祉制度の実施主体として、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- 関係機関が参加する会議の開催等の工夫

5 支援内容（第2章）

（1）支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）

【具体的取組み】

- 民間団体と連携した、SNS等を活用した早期把握
- 支援対象者を早期に把握して必要な支援に結びつける市町村の好事例を広く展開

（3）適切な相談支援

【具体的取組み】

- 女性相談センターの相談支援体制の充実（継続・拡充）
- 女性相談窓口（府・市町村）の周知
- 市町村への女性相談支援員の配置促進・育成支援（継続・拡充）
- 個別ケース支援調整会議の開催促進
- 女性相談支援員が適切な支援を提供できるよう、アドバイスやスーパーバイスなどの支援や協力を行う（継続・拡充）

（5）被害回復支援

【具体的取組み】

- 女性相談センター一時保護所への心理担当職員の配置（継続）
- 一時保護中の支援対象者へ必要に応じて法律相談を実施（継続）
- 一時保護中の性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助（継続）
- 大阪府立女性自立支援センターの利用者に対する医学的又は心理学的援助（継続）

（7）同伴児童等への支援

【具体的取組み】

- 一時保護中の児童に対し、学習習慣や学力の維持を図るため、学齢に応じた学習支援を実施（継続）
- 一時保護中の子どもに必要に応じ心理的ケアを実施（継続）
- 母子ともに支援が可能な施設との連携（継続）
- 個別ケース支援調整会議において同伴児童等への支援体制の調整

（9）アフターケア

【具体的取組み】

- 大阪府立女性自立支援センターにおいて、必要に応じて退所者自立支援事業等の支援を実施（継続）（再掲）
- DV被害者等自立生活援助事業による自立支援（再掲）
- 市町村女性相談支援員を中心とした継続的なアフターケアの働きかけ
- 個別ケース支援調整会議における支援体制の調整を促進（再掲）

（2）気軽に立ち寄ることができる居場所の提供

【具体的取組み】

- 市町村や民間団体が実施する居場所提供事業の周知
- 民間団体が実施する既存の居場所提供事業の推進・拡大

（4）一時保護の充実

【具体的取組み】

- 一時保護中の携帯電話や外出などの制限は必要最小限とし必要性を丁寧に説明するとともに、適切な情報提供に努め、一時保護の必要な女性が、一時保護につながるよう支援（継続・拡充）
- それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託を充実させ、多様なニーズに対応（継続・拡充）

（6）日常生活の回復支援

【具体的取組み】

- 大阪府立女性自立支援センターの支援内容の充実（継続）
- 入所施設等との連携促進や、一時保護を経て施設入所する支援対象者への個別ケース支援調整会議の開催

（8）支援対象者に寄り添った自立支援

【具体的取組み】

- 一時保護中の支援対象者に、医療機関等の専門機関と連携した支援を実施（継続）
- 身元保証人確保対策事業や、退所者自立支援事業等の活用により、必要に応じた自立支援を実施
- 市町村女性相談支援員等が相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネートできるよう支援
- 個別ケース支援調整会議における支援体制の調整を促進
- DV被害者等自立生活援助事業による自立支援

6 大阪府における計画の推進体制（第2章）

- 女性相談センター、女性相談支援員、大阪府立女性自立支援センターの連携
- 民間団体との連携
- 関係機関との連携
- 支援調整会議

3 計画の基本的な考え方

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」）の成立

- ◆ 女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要
- ◆ 府ではH30「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言」を踏まえ、女性支援を実施
- ◆ 女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、女性支援法が成立

大阪府基本計画の策定

- ◆ 女性支援法や厚生労働省が令和5年3月に策定した基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために大阪府基本計画を策定
- ◆ 基本計画の対象期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

支援の対象者と基本理念

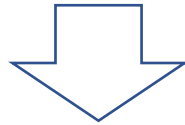
- ◆ 支援の対象者と基本理念は女性支援法及び国の基本方針を踏襲し、包括的かつ継続的な支援を実施

4「困難な問題を抱える女性」について

◆女性支援法第2条「困難な問題を抱える女性について」

- 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）と定義されています。

※ 国の基本方針においても、「年齢、障がいの有無、国籍等を問わず」と明記され、困難な問題を抱えるに至った原因や背景は問わず、現に困難な状況にあること、またはそのおそれのあることをもって、広く法による支援の対象者となることが示されています。



- そうしたことから、府の基本計画においても、困難女性の定義について、その背景等にかかる具体的な例示を示すことにより、逆にそこにあてはまらない方が支援から遠のいてしまうことを懸念し、支援の対象者と基本理念については、女性支援法の目的や、国の定める基本方針における基本的な理念を踏襲した。

5 女性支援法施行及び府基本計画策定に関連した大阪府の新たな取り組み

◆支援調整会議の設置

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、関係機関等により構成される会議

- 大阪府関係部局及び関係機関による、「大阪府支援調整会議（代表者会議）」の開催
 - ・ 代表者もしくは実務者が集まって女性支援の方向性や支援体制の調整などを話し合う会議
- 大阪府女性相談センターにおいて、一時保護を行った支援対象者に関する、「大阪府個別ケース支援調整会議」の開催
 - ・ 個別ケース支援調整会議は支援対象者を支援する関係機関が集まり支援を調整する場
 - ・ 原則本人の同意を得た上で開催
 - ・ 本人が会議に参加することができる

府女性相談センターが実施する個別ケース支援調整会議については、主に一時保護後の地域での生活を調整する目的で開催するため、一時保護前からの居住元市町村や一時保護後の転居先市町村の他、一時保護委託施設等の民間団体等の参加も可能。

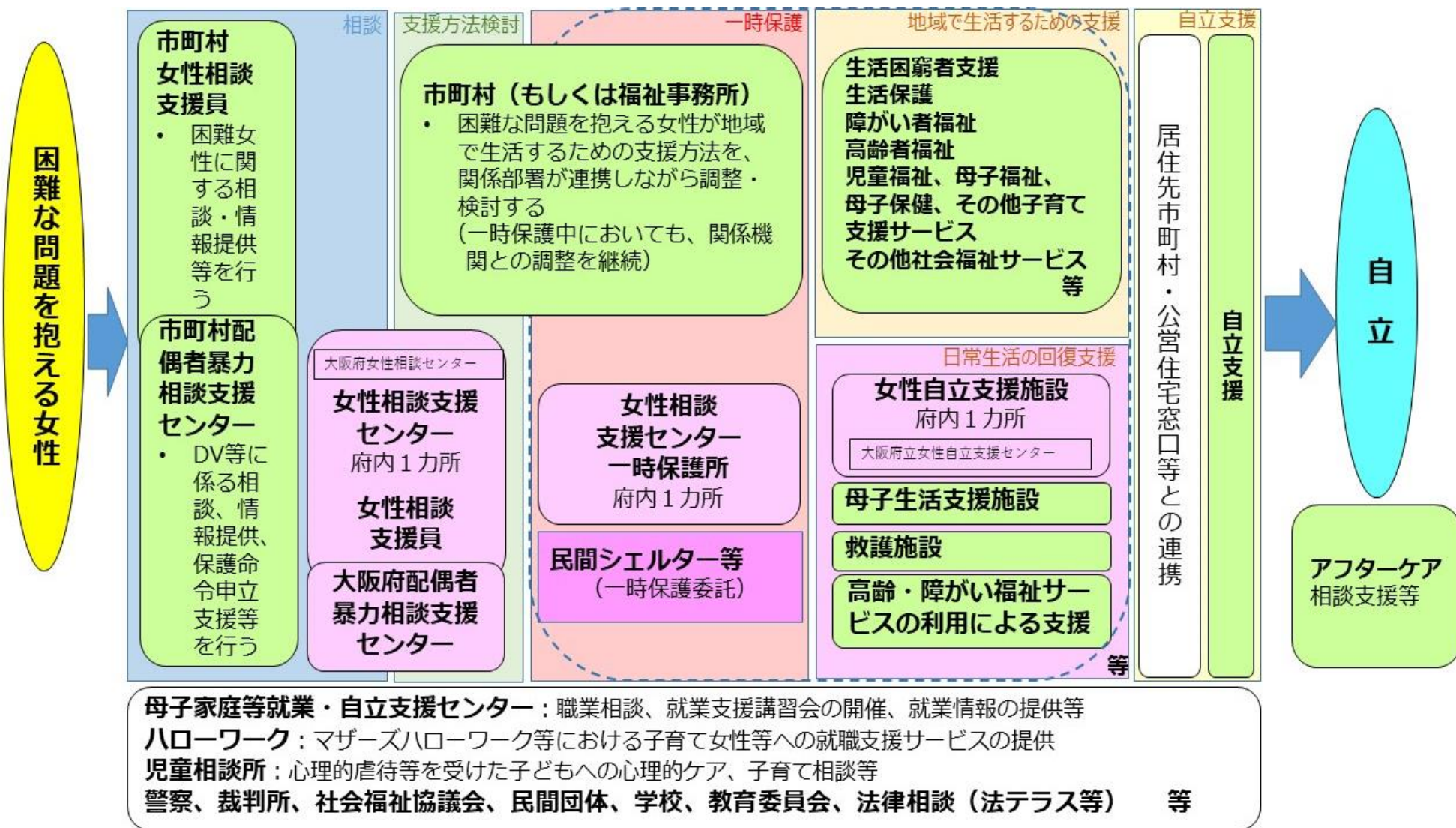
6 基本目標

1. 女性相談支援員の配置などにより全ての市町村で女性相談機能の構築を促進
【女性相談支援員の配置市数 全33市】
2. 女性相談支援員の任用6か月以内の初任者研修受講【受講率100%】及び中堅職員研修の充実
3. 女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議（支援調整会議）の開催を促進【16市（町村）】
4. 市町村（女性相談窓口）における民間団体との連携を促進【16市（町村）】
5. 大阪府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載する府ウェブページを開設【30,000PV】
配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度の向上【25%】

【数値目標】

基本目標		目標値
(1)	女性相談支援員の配置市数	全33市
(2)	任用6か月以内の初任者研修受講率	100%
(3)	市町村支援調整会議の開催市町村数	16市（町村）
(4)	民間団体と連携する市町村数	16市（町村）
(5)	女性相談窓口を掲載したウェブページの閲覧数	30,000PV
	配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度	25%

7 めざす女性支援事業の概要



8 居住支援について

◆居住支援はめざす女性支援事業の概要の、大阪府女性相談センターや市町村が行う支援対象者への「自立支援」に位置づけられる。

○困難な問題を抱える女性とは、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とし、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わない。

○女性支援法における、想定される対象者

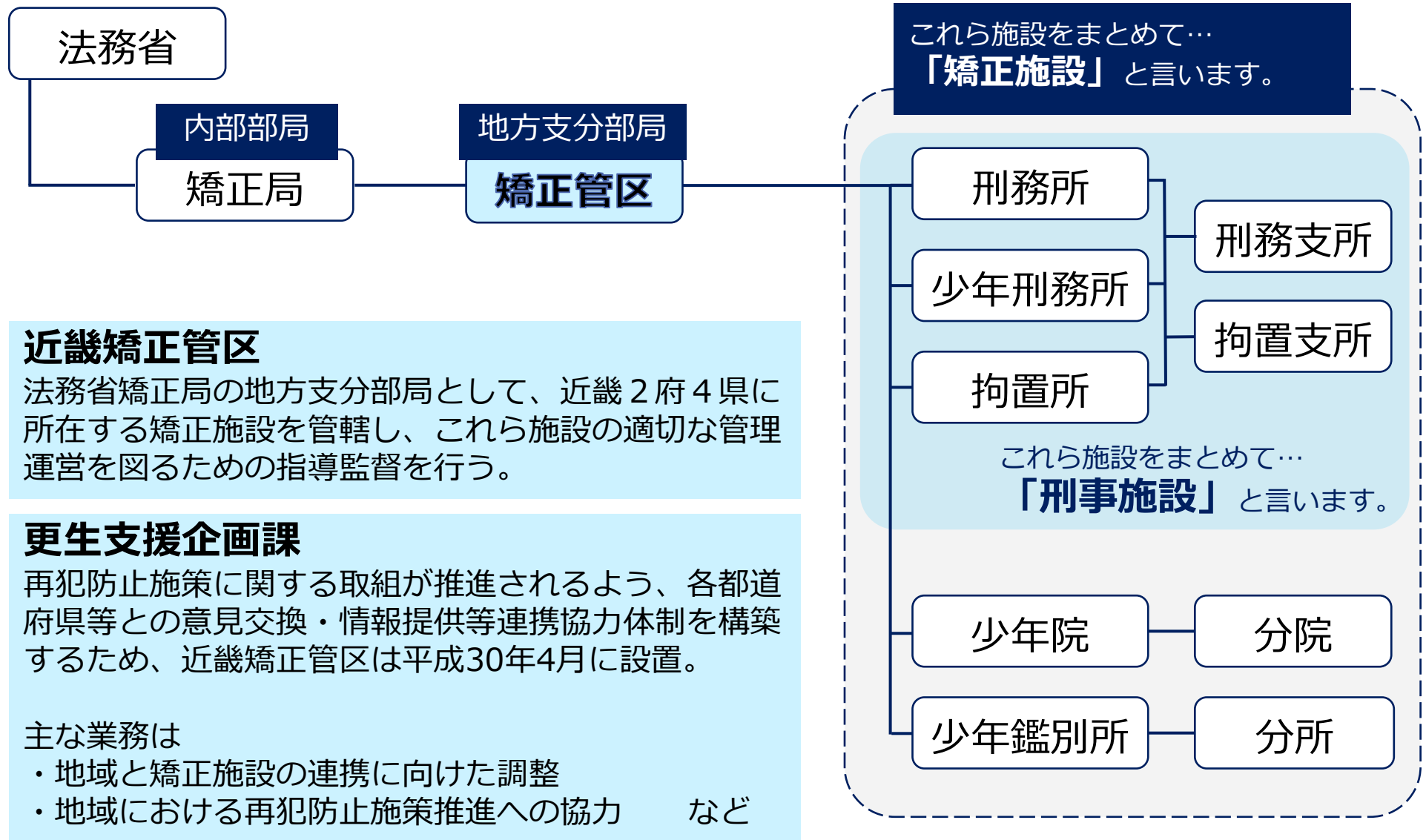
旧売春防止法による婦人保護事業の対象は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて、支援や保護を必要とする女性に拡大してきた。

女性支援法の成立により、「困難な問題を抱える女性」として法に明記された。

- ・低額所得者 ・高齢者 ・障がい者
- ・妊婦、同伴児童がいる者 ・外国人 ・児童虐待を受けた者
- ・DV被害者 ・性的被害に遭った犯罪被害者等 ・生活困窮者 等



- ・現状、女性支援事業の対象者は、従来の住宅確保要配慮者の範囲に含まれる
- ・個別ケース支援調整会議に委託支援施設や居住支援法人といった民間団体が参加し連携を図っている



近畿矯正管区管内にある矯正施設について



犯罪をした後の流れと再犯防止

犯罪をした後の流れ

地域社会

犯罪

逮捕・起訴

不起訴

裁判

刑務所

満期釈放

仮釈放

保護観察

保護観察付執行猶予

罰金等

連携

就労・住居・医療・保健・福祉・教育

※ 刑務所出所者等の申し出に基づき、保護観察所において、宿泊場所や食事の提供、就職の援助、必要な助言指導を行う場合があります。（更生緊急保護）



再び犯罪に戻さない
再犯防止

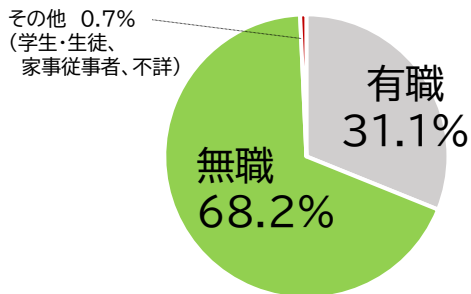


犯罪や非行をした人の生きづらさ ➤➤ 犯罪・非行に陥る背景

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

仕事がない

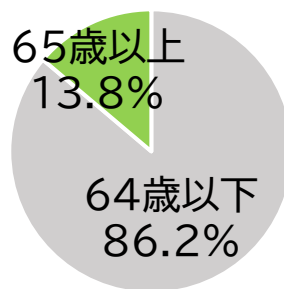
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

高齢である

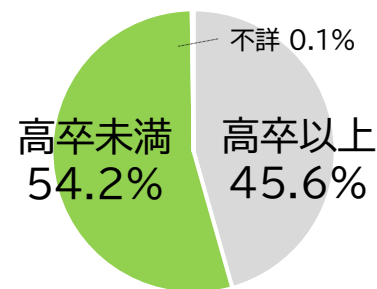
1割強が高齢者



新受刑者の年齢

教育程度が比較的低い

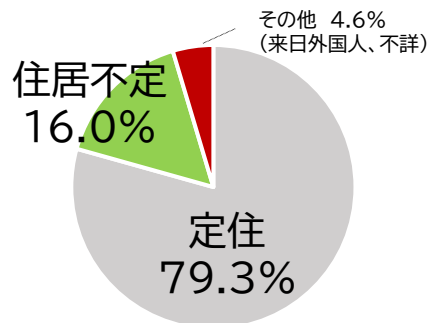
5割強が高卒未満



新受刑者の教育程度

住居がない

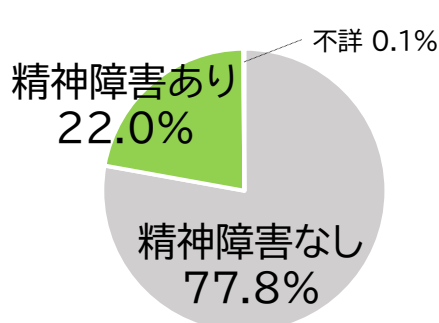
2割弱が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

障害がある

約2割が精神障害あり



新受刑者の精神診断

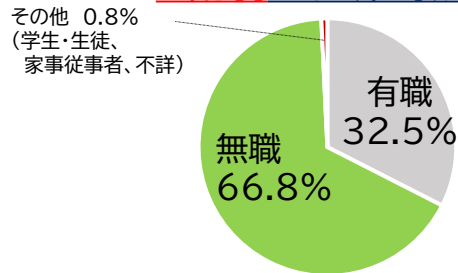


(令和6年矯正統計年報)

2 犯罪や非行をした人の生きづらさ ➤➤ 犯罪・非行に陥る背景

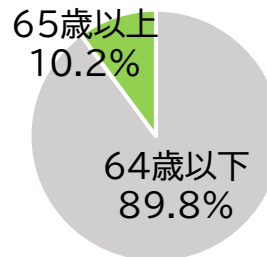
犯罪時に大阪府に居住していた 新受刑者のデータ(1,191名)

7割弱が犯罪時無職



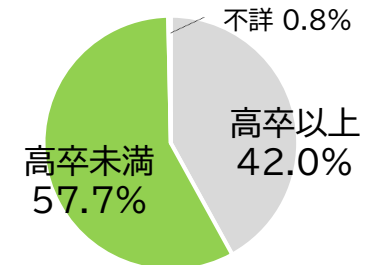
新受刑者の犯罪時就労状況

約1割が高齢者



新受刑者の年齢

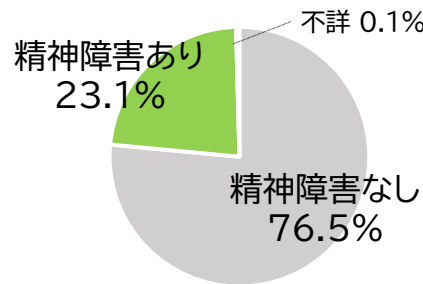
約6割が高卒未満



新受刑者の教育程度

(令和5年矯正統計年報)

2割強が精神障害あり



新受刑者の精神診断

市民が安全・安心に暮らせる地域社会を構築する上で

犯罪や非行をした人を

福祉的な支援につなぐ必要がある



居住支援に関する矯正におけるデータ

出所時事由による再入率の違い (出所受刑者の2年以内再入率(※))

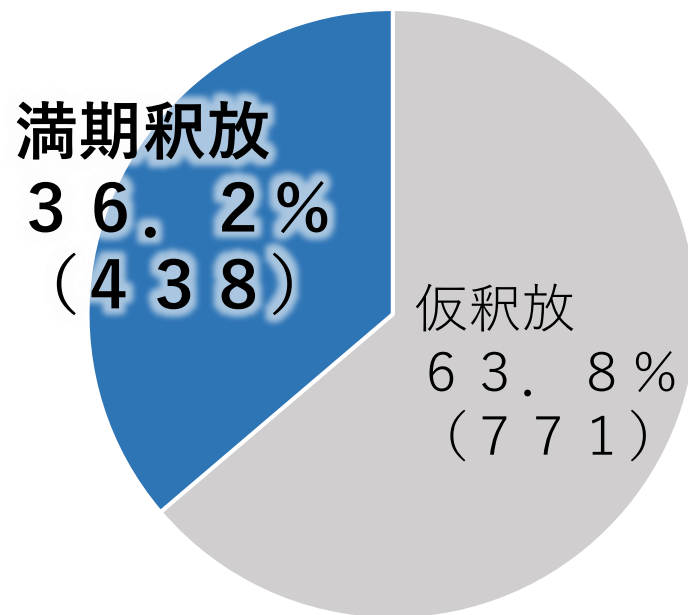
出所時事由別2年以内再入率(2年以内再入者数)

		満期釈放	仮釈放
出所年次(年)	R 2	22.6% (1,749)	10.0% (1,114)
	R 3	21.6% (1,504)	9.3% (1,011)
	R 4	20.2% (1,306)	8.6% (912)
	R 5	20.9% (1,249)	9.6% (979)

再入率は約2倍

※各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、
2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員の割合

大阪府に帰住した出所者の 出所種別(1,209名)

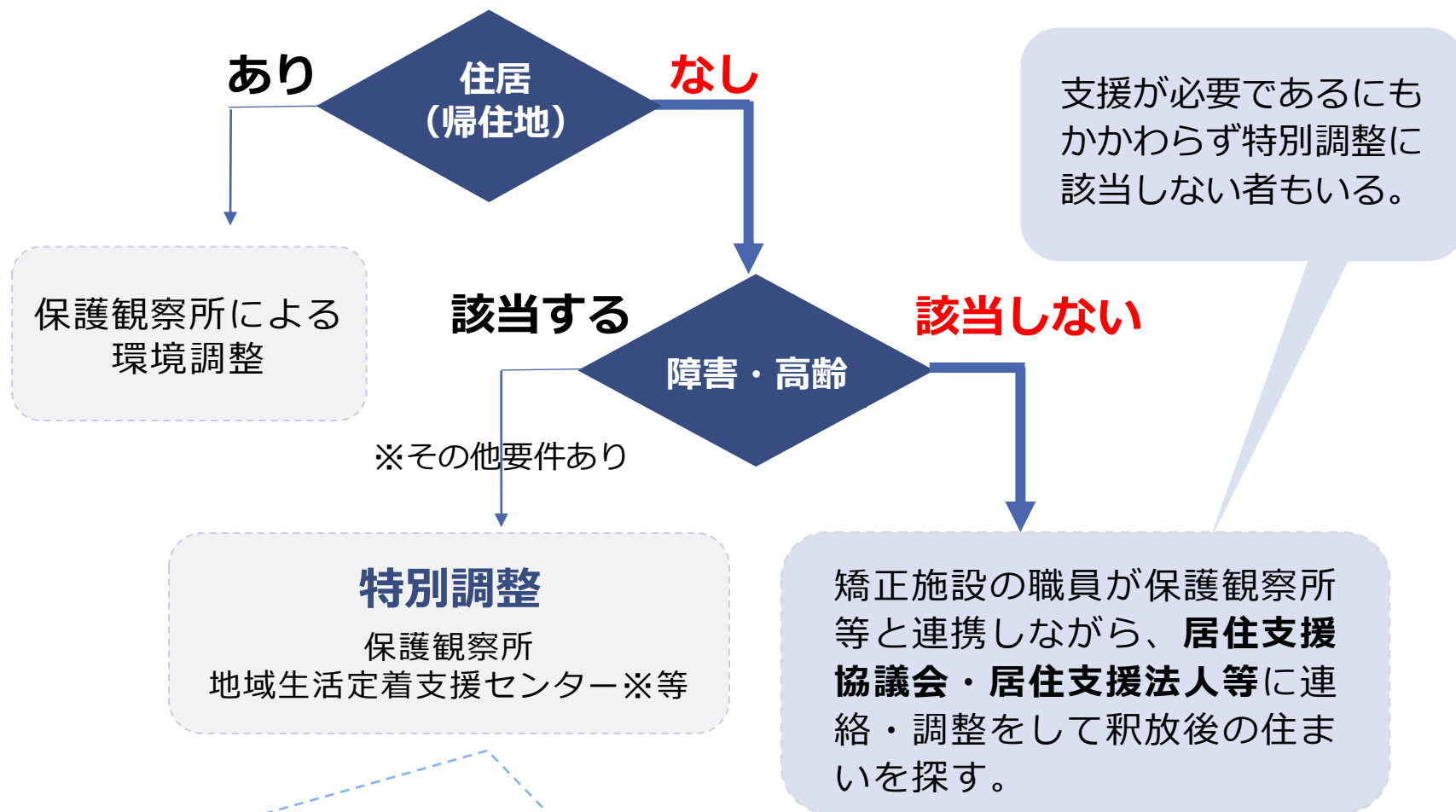


大阪府に帰住した人のうち
4割弱が満期釈放

※満期出所者については、出所者の自己申告に基づく情報であることから、
実態とは異なる場合があります。

(引用：令和5年版 刑事施設出所者の帰住先情報等(地方公共団体別))

被収容者の住居の確保等に向けた主な調整（概略図）



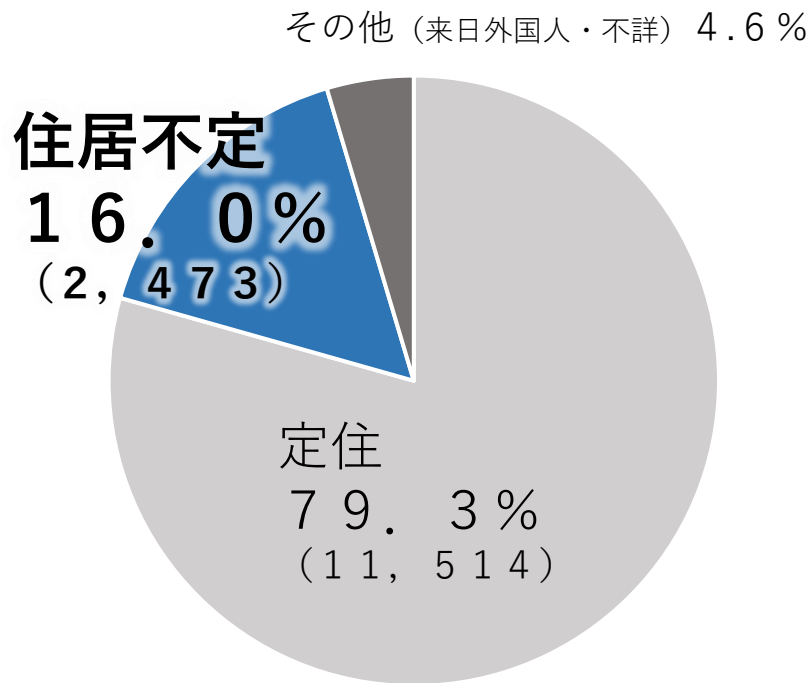
矯正施設は、主にこれらの機関と連携しながら、釈放後の住居確保に向けた調整を行う。

※地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、関係機関等と連携・協働して福祉サービス等につなげ、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関

(参考) 居住支援に関する矯正におけるデータ

統計から見る犯罪に陥る
背景にあるもの（住居）



令和6年新受刑者のうち
16%が犯罪時**住居不定**

大阪府に帰住した出所者の
帰住先の種別（1,209名）



※満期出所者については、出所者の自己申告に基づく情報であることから、
実態とは異なる場合があります。

（引用：令和5年版 刑事施設出所者の帰住先情報等（地方公共団体別））

拘禁刑創設の趣旨

令和7年8月20日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法定制以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

☑ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

☑ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

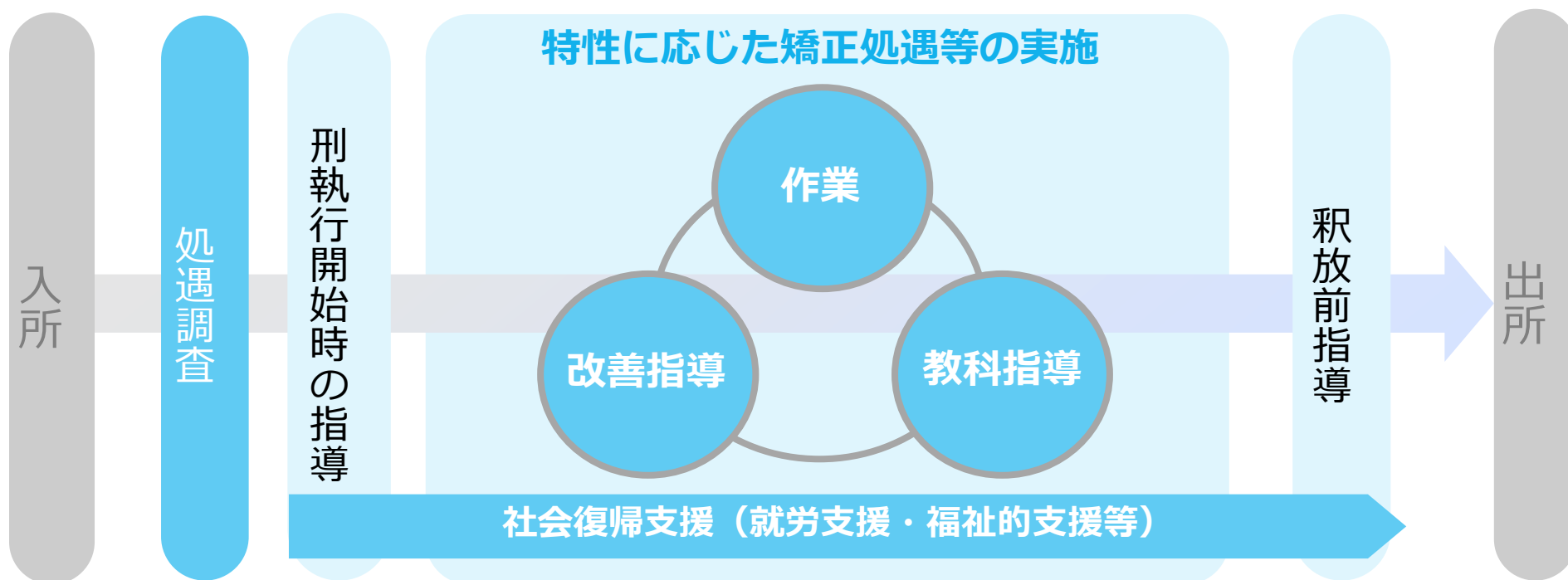
☑ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

刑事施設が果たすべき役割

受刑者が自ら犯した罪や被害者の方々の心情等に向き合って改善更生するべく、矯正処遇等を行うことで、釈放後、再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さないようにします。

拘禁刑下の矯正処遇等



社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ 本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

《職親プロジェクト》

- ・出所時に働く場を提供
- ・メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する企業説明会）を実施



《民間企業が開発したプログラム》

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握
- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整
- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整
- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施



拘禁刑下の矯正処遇等について→→→



(法務省矯正局HP)

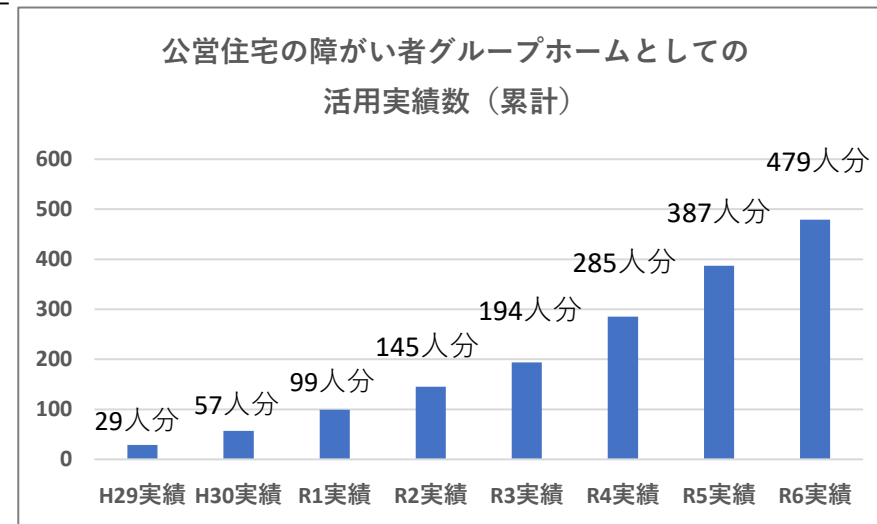
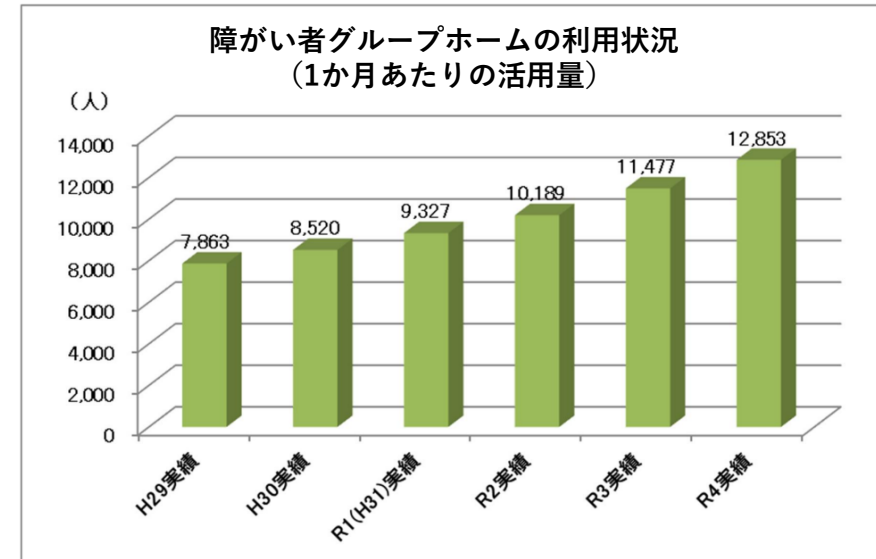
○障がい者世帯

障がい者のグループホームに関する取組について

- ・障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めている。
- ・グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、公的賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施している。
- ・障がい者グループホームの利用状況及び公営住宅の障がい者グループホームとしての活用実績は増加傾向で推移している。

関連計画：第5次大阪府障がい者計画（R6.3中間見直し）

- ・引き続き「地域生活への移行の推進」が最重点施策として位置付けられており、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保することが必要。
- ・地域移行に向けた住まいの確保が難航するケースも少なくないため、行政と不動産事業者等が連携するとともに、居住支援の一環として福祉サービス事業者と家主等とが協力するなど、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進めていく必要がある。
- ・現行計画の期間がR8年度末を終期としていることから、R7.4より大阪府障がい者施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、次期計画策定に向けた検討を進めている。

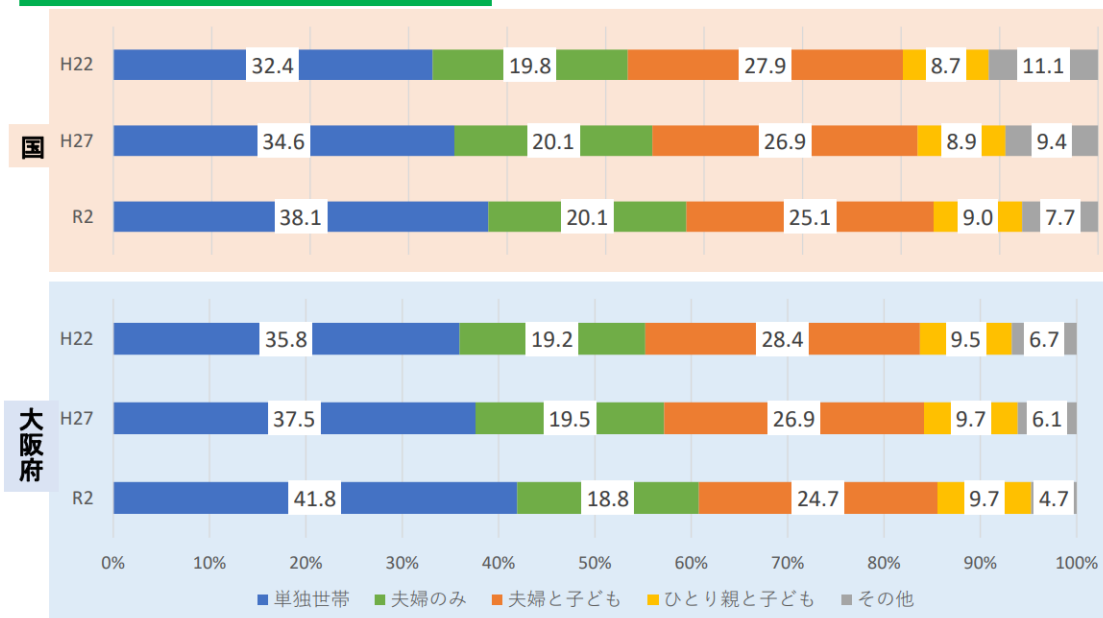


○子育て世帯

子育て世帯の原状と見通し

- ・ 子育て世帯は、人口減少・少子高齢化の進展により減少し、今後もさらに減少する見込み。一方、共働き子育て世帯は増加し、特に大都市圏を中心に正社員共働き子育て世帯が急増。夫婦それぞれの通勤先を考慮した結果、単位面積当たりの住居費の相場が比較的高い地域を居住地として選択する傾向が見られる。

⑦一般世帯の家族類型別割合の推移（全国）



● 大阪府における一般世帯の家族類型別割合については、全国と同様、単独世帯が最も高く、増加傾向にあり、ひとり親世帯と同様、全国より高くなっています。夫婦と子どもの世帯については、全国と同様、減少傾向にあります。

令和2年国勢調査人口等基本集計結果（結果の概要）より抜粋

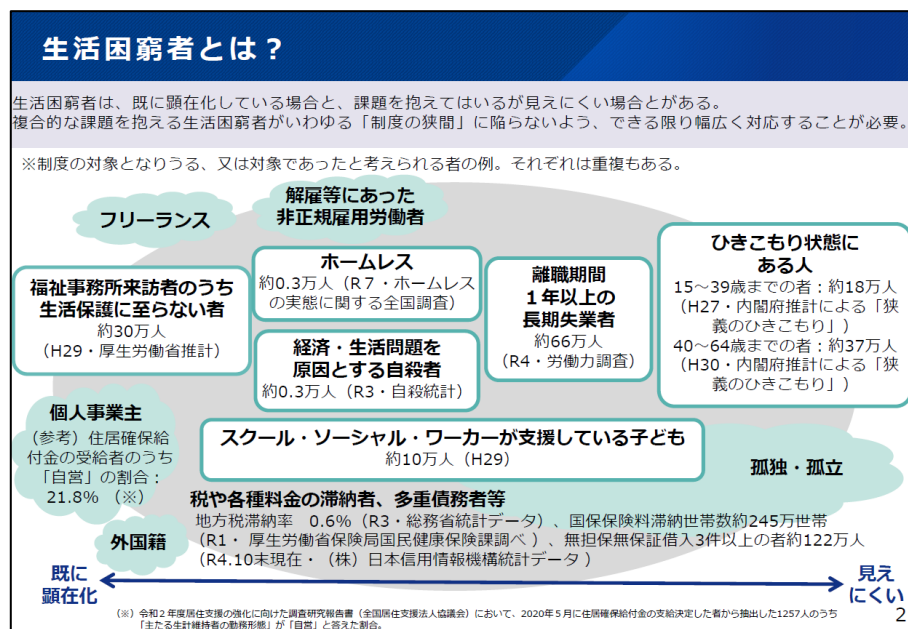
関連計画：大阪府子ども計画（R7.3改定）

- ・ 結婚の際のハードルや理想の子ども数を持たない理由の一因として、住まいに関する事項が挙げられるなど、子育て世帯等向けの住宅支援を充実する必要があることから、引き続き子育て世帯向け住宅支援の充実に取り組むこととしており、府営住宅をはじめとした公的賃貸住宅において、子育て世帯等の入居を促進するほか、民間住宅も含めた住宅ストック全体で子育て世帯等に関する住宅支援の充実や、支援制度の情報発信等に取り組む。
- ・ ひとり親家庭等では、就業状況が不安定となる傾向が見られ、そうした中で子育てをはじめとした生活面において課題を抱えている様子がうかがえる。特に、母子家庭は父子家庭に比べて、ひとり親家庭になったときに「持ち家等」の割合が低くなっていることや、住居を探すときに「家賃が高い」、「希望の場所に物件がない」ことなど、住まいに関する困りごとが多くなっている。府営住宅への優先入居を引き続き実施するほか、民間賃貸住宅に円滑に入居できるような取り組みを進める。

○生活困窮者

生活困窮者とは

- ・「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」で生活保護に至っていない者とされており、関係機関と連携し役割分担を行いながら、しっかりと対応していくことが重要。
- ・生活困窮者自立支援法が改正（R7.4施行）され、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体が生活困窮者自立支援制度に基づく各事業を実施するにあたって居住支援と連携を図ることが努力義務化されている。



出展：厚生労働省

関連計画：第5期大阪府地域福祉支援計画（R6.3）

- ・行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、住まい探し相談等の情報提供を行うとともに、関係団体や行政の住宅部門と福祉部門の連携の強化に努める。
- ・市町村の福祉部部局や地域包括支援センター、CSWなどと連携して高齢者や障がい者等の様々な相談時において、居住支援法人などと連携して支援を行う。
- ・府営住宅の空室を、市町の福祉部局等との連携を図りながら、子育て支援や高齢者の見守り、住まいに困窮する人への自立支援等を実施する団体に提供し、地域の福祉活動や交流の拠点としての活用を促進する。

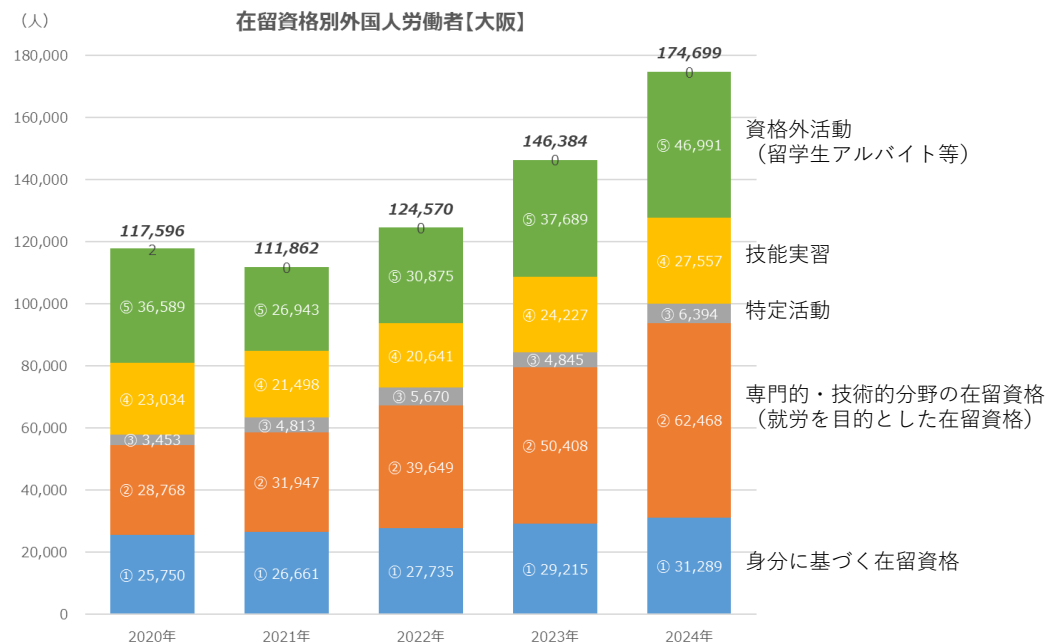
○外国人

背景

生産年齢人口の減少など、将来的な労働力の減少、企業の人手不足の長期化などに加えて、2030年IR開業や、国際金融都市の実現に向けてグローバルに活躍できる人材、専門分野において新たな価値を創造する人材も求められている。

在留外国人の現状と見通し

府内の在留外国人数は、2021年にコロナ禍で入国制限が行われ、外国人労働者数は減少したものの、2022年はコロナ前より増加し、長期的にも増加傾向。



出典：大阪労働局「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況」

関連方針：外国人材の受入れ・共生のための取組みの方向性 O S A K A外国人材受入促進・共生推進協議会

- ・ R4.9「O S A K A外国人材受入促進・共生推進協議会」の設立
 - ・ R6.1「外国人材の受入れ・共生のための取組みの方向性」を策定
- ➡国・市町村・経済団体等の連携のもと“オール大阪”による推進体制を整備し、外国人材の円滑な受入れ促進と外国人が地域住民とともに暮らし支え合う共生社会を実現する

外国人は在留資格の取得や更新、口座開設、就職、住居確保などライフステージに応じた様々な課題に直面しており、個々の事情に応じた相談を希望していることから、専門的な相談ができるよう、専門機関のネットワークを形成、受け入れた外国人が安心して働き幸せに暮らせる共生の取組を推進

○性的マイノリティ

府民の意識

- ・令和2年実施の「人権問題に関する府民意識調査」では、個別の人権問題別の認知度は「性的マイノリティの人権問題」が75.5%という結果であり、5年前の同じ調査に比べ、32.2ポイント上昇したが、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権問題に比べ、低い認知度。
- ・「賃貸住宅などへの入居を拒否されることがあると思うか」という問いに対して、47.3%が「あると思う」と回答している。

問7 あなたは現在、性的マイノリティに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。((1)～(9)それぞれについて、いずれか1つに○)

	回答者数	あると思う	あると思う	どちらかと言えばあると思う	ないと思う	どちらかと言えばないと思う	ないと思う	わからない	無回答
(1) 性的マイノリティへの理解や認識が不足していること	100.0 1553	74.9 1164	38.5 598	36.4 566	10.1 156	7.0 108	3.1 48	13.1 204	1.9 29
(2) 学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	100.0 1553	72.7 1128	40.6 630	32.1 498	10.3 160	7.2 112	3.1 48	15.3 238	1.7 27
(3) 就職の時や職場で不利な扱いを受けること	100.0 1553	65.4 1016	33.6 522	31.8 494	14.5 225	10.6 164	3.9 61	18.2 283	1.9 29
(4) 性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でないこと	100.0 1553	67.0 1041	34.1 520	32.9 511	9.5 148	6.6 102	2.9 45	21.4 332	2.0 31
(5) 賃貸住宅などへの入居を拒否されること	100.0 1553	47.3 734	25.6 397	21.7 337	24.0 374	15.6 243	8.4 131	26.8 416	1.9 29
(6) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	100.0 1553	41.4 644	24.1 375	17.3 269	35.1 515	20.3 316	12.8 199	23.4 364	1.3 20
(7) 本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められること(アウティング)	100.0 1553	66.5 1032	40.9 635	25.6 397	11.2 174	7.3 114	3.9 60	20.5 318	1.9 29
(8) パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	100.0 1553	70.0 1086	40.6 630	29.4 456	10.1 157	6.0 93	4.1 64	18.1 281	1.9 29
(9) じろじろ見られたり、避けられたりすること	100.0 1553	68.1 1058	35.7 555	32.4 503	14.5 226	10.0 156	4.5 70	15.5 240	1.9 29

性的指向、性自認の多様性に関する国・大阪府の動向

R1.10 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」制定

R2.1 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」導入

➡性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。府営住宅への入居申込において利用可能。

<参考> 府内14市でも同様の制度を実施しており、26市町の市町営住宅で利用可能。

R5.6 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行

論点1-2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

○高齢者

■高齢者向け住宅の供給戸数について

（令和3年12月策定時）

○府内的高齢者向け住まいの状況（類型別）

○大阪府内的高齢者向け住まい（高優賃、シルバーハウジング、サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）の戸数は、96,025戸（令和3年3月末時点）

※高齢者向け住宅のうち、高優賃、サ高住については、定年退職により収入や生活が大きく変化する前に居住の安定を確保しておくことが望ましい（公営住宅法逐条解説）との考え方などから、法制度上、「60歳以上」を入居要件としている。

住まいの種別		提供介護サービス
高齢者向け住まい	一般の住宅 1. 持家・借家 【必要に応じたバリアフリー化や生活支援サービス】 2. 高齢者向け優良賃貸住宅 【緊急時対応サービス、家賃低廉化】 5,607戸 （令和3年3月末時点）	自宅等で 居宅サービス・地域密着型サービスを受ける
	サービス提供のある賃貸住宅等 3. シルバーハウジング 【公営住宅入居者への生活援助】 1,198戸 （令和3年3月末時点） 4. サービス付き高齢者向け住宅 【安否確認、生活相談サービスのついた住居】 29,874戸 （令和3年3月末時点） 5. 有料老人ホーム 【食事や介護、その他日常生活に必要なサービスを提供】 51,420人 （令和3年4月1日時点）	
	老人福祉施設 6. 養護老人ホーム 【環境的、経済的に困窮した高齢者の施設】 2,312人 （令和3年4月1日時点） 7. 軽費老人ホーム 【低所得高齢者のための住居】 5,614人 （令和3年4月1日時点）	
施設	介護保険施設等 8. 認知症高齢者グループホーム 【認知症高齢者の共同生活】 11,862人 （令和3年3月末時点） 9. 介護老人保健施設 【医学的管理下での介護、機能訓練】 21,210人 （令和3年4月1日時点） 10. 特別養護老人ホーム 【介護、機能訓練】 ※地域密着型含む 37,879人 （令和3年4月1日時点） 11. 介護療養型医療施設 【長期療養患者の入院施設】 521人 （令和3年4月1日時点）	施設で施設・居住系サービスを受ける

論点 1－2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

■高齢者向け住宅の供給戸数について

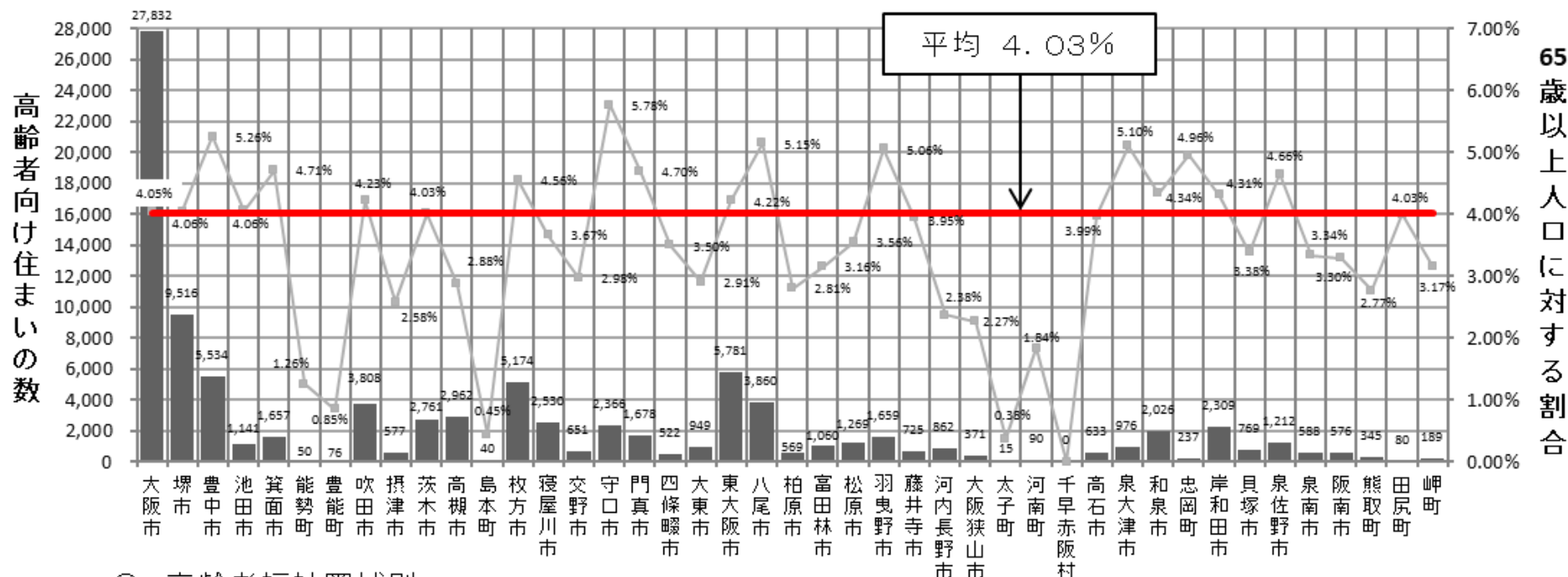
○大阪府内の高齢者向け住まい（高優賃、シルバーハウジング、サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の戸数は、**116,523戸**（令和6年度末時点）

住まいの種別				提供介護サービス
高齢者向け住まい	一般の住宅	1. 持家・借家 【必要に応じたバリアフリー化や生活支援サービス】	2. 高齢者向け優良賃貸住宅 【緊急時対応サービス、家賃低廉化】 4, 428戸 （令和7年3月末時点）	自宅等で居宅サービス・地域密着型
	サービスのついた賃貸住宅等	3. シルバーハウジング 【公営住宅入居者への生活援助】 1,200戸 （令和7年3月末時点）	4. サービス付き高齢者向け住宅 【安否確認、生活相談サービスのついた住居】 33, 030戸 （令和7年3月末時点）	
	老人福祉施設	5. 有料老人ホーム 【食事や介護、その他日常生活上必要なサービスを提供】 70, 185人 （令和7年4月1日時点）		
施設		6. 養護老人ホーム 【環境的、経済的に困窮した高齢者の施設】 2, 066人 （令和7年4月1日時点）	7. 軽費老人ホーム 【低所得高齢者のための住居】 5, 614人 （令和7年4月1日時点）	施設で施設・居住系サービスを受ける
	介護保険施設等	8. 認知症高齢者グループホーム 【認知症高齢者の共同生活】 12,530人 （令和7年3月末時点の暫定値）	9. 介護老人保健施設 【医学的管理下での介護、機能訓練】 21, 015人 （令和7年4月1日時点）	
		10. 特別養護老人ホーム 【介護、機能訓練】 ※地域密着型含む 39, 228人 （令和7年4月1日時点）	11. 介護医療院 【要介護高齢者の長期療養・生活施設】 1,189人 （令和7年4月1日時点）	

論点1-2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

府内の高齢者向け住宅の状況

（令和3年12月策定時）



○ 高齢者福祉圏域別

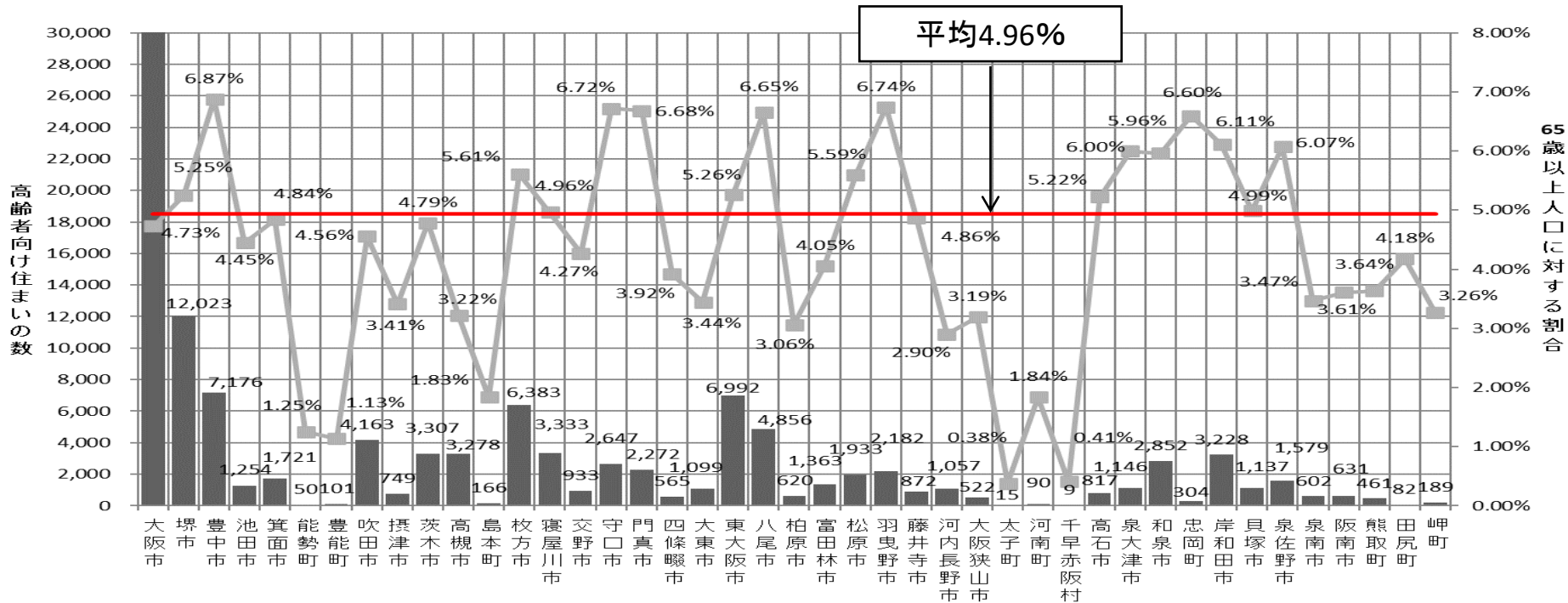
高齢者福祉圏域	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州
戸数	27,832	12,266	6,340	13,870	10,210	6,051	9,516	9,940
65歳以上人口に対する割合	4.05%	4.52%	3.13%	4.22%	4.40%	3.29%	4.06%	4.07%

※65歳以上人口は、介護保険事業状況報告月報（R3.3）における第1号被保険者数（府合計：2,384,647人）

論点 1－2
 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

府内の高齢者向け住宅の状況

（令和6年度末）



○高齢者福祉圏域別

高齢者保健福祉圏	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州
戸数	31,762	14,465	7,500	17,232	12,468	8,043	12,023	13,028
65歳以上人口割合	4.73%	5.31%	3.72%	5.34%	5.51%	4.41%	5.25%	5.34%

※65歳以上人口は、介護保険事業状況報告月報（R7.1）における第1号被保険者数（府合計：2,349,906人）

論点1-2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

（参考）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の関係性について

（出展）厚生労働省

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供の在り方に関する検討会資料

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の関係性について

有料老人ホーム

・老人福祉法第29条第1項に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度（**届出義務**）。
・老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

- ① 食事の提供
- ② 介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③ 洗濯・掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理

サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者住まい法第5条に基づき、状況把握サービスと生活相談サービスを提供する等、以下の基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅等の**登録制度（義務ではない）**。

《ハード》床面積は原則25㎡以上、バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）等
《サービス》少なくとも、①状況把握サービス、②生活相談サービスの両方を提供。

住宅型有料老人ホーム
（有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの）

施設数：12,668棟
定員数：392,346名
（サ高住除く）

有料老人ホーム

施設数：17,246棟
定員数：673,689名

サービス付き高齢者向け住宅

施設数：8,301棟
定員数：287,687名

サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するもの（サービス付き高齢者向け住宅のうち、「食事の提供」「介護の提供」「家事の供与」「健康管理の供与」のいずれかを実施している場合、「有料老人ホーム」に該当することとなるが、登録を受けている有料老人ホームは届出不要。）
→サービス付き高齢者向け住宅の約**96%**は有料老人ホームにも該当すると推定される（＝青点線部分）

→そのうち、「入浴等の介護サービス」を提供しているサ高住は約**57%**

介護付き有料老人ホーム
（有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの）

施設数：4,559棟
定員数：280,801名
（サ高住除く）

特定施設入居者生活介護

施設数：5,376棟
定員数：319,180名
・一般形（包括報酬）
・外部サービス利用型（出来高報酬）
【外部サービス利用限度額が上限】

うち
特定施設入居者生活介護
施設数：817棟
定員数：38,379名

特定施設入居者生活介護

・介護保険法第8条第11項に基づき、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

※サービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数は、サ付き情報提供システムによる（R6.6.30時点）

※有料老人ホームの施設数・定員数は厚生労働省調べ（R6.6.30時点）なお、合計数には健康型有料老人ホームを含む。

論点1-2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

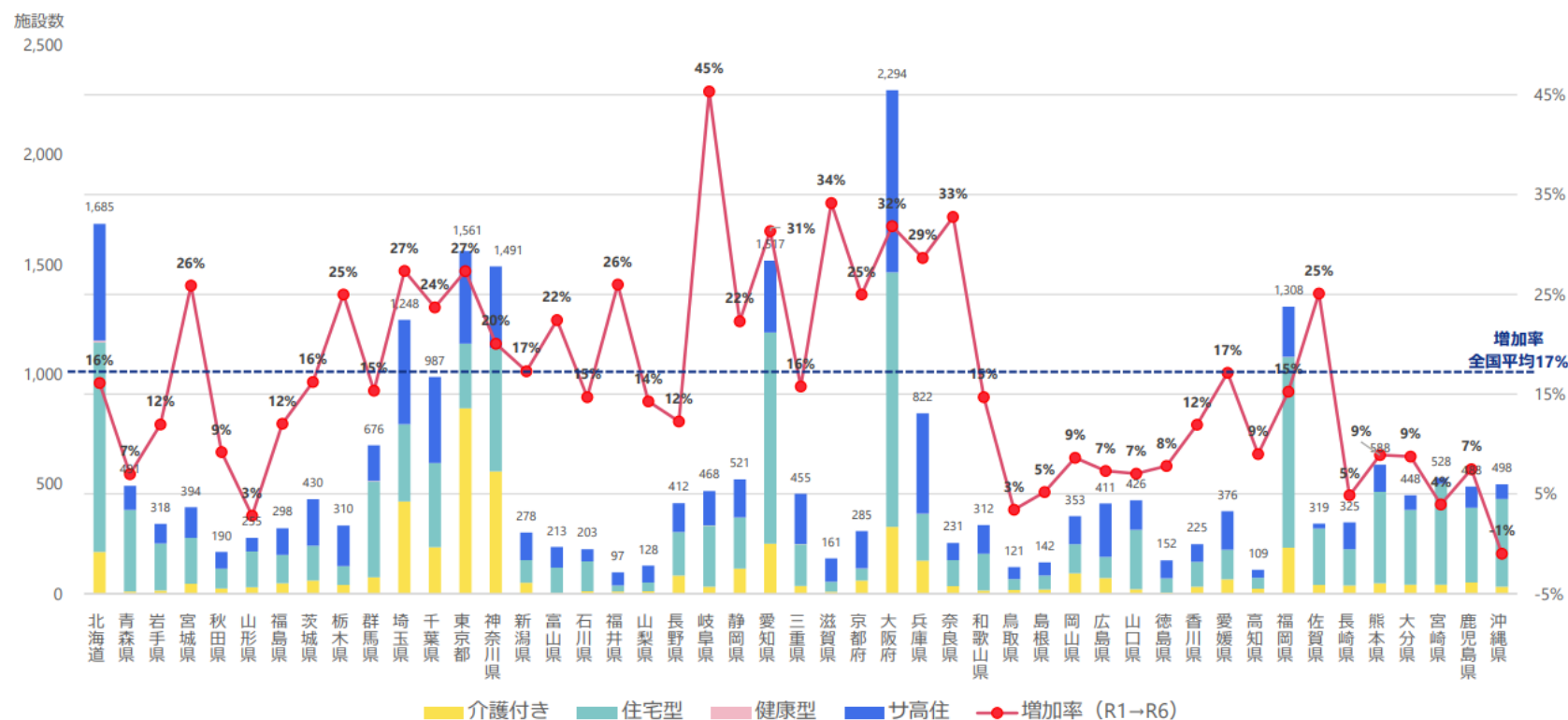
（参考）有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の施設数

（出展）厚生労働省

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供
の在り方に関する検討会資料

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 都道府県別の動向① －都道府県別施設数の動向（令和6年度）

✓ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況について、令和元年度から令和6年度（5年間）の施設数の増加率が、**大都市圏（一都三県、大阪、愛知、福岡）で平均22%**であり、**全国平均17%**を上回っている状況にある。



※有料老人ホーム：老健局高齢者支援課調べ（R6.6.30時点）

※サービス付き高齢者向け住宅：「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（R6.6.30時点）」

■サービス付き高齢者向け住宅について

○サービス付き高齢者向け住宅を登録している事業者への今後の事業意欲に関してヒアリング

※大阪府へ登録されている住宅（政令市・中核市は除く）302件のうち106件をもつ5事業者を対象にヒアリング（R7.9月末時点）

【A社】

- ・入居希望者やご家族の皆様のニーズが十分に満たされているという実感はございません。住まいの確保にお困りの高齢者やご家族の方が、まだ多くいらっしゃると感じております。
- ・国交省も補助金制度を継続する方向性が示されていることから、サ高住のニーズがまだまだあることは、国も認知していると判断し、制度の動向を踏まえつつ、少なくとも制度が続く間は引き続き、積極的に取り組んでいきたい。

【B社】

- ・今後、サービス付き高齢者向け住宅を新規に展開する予定はなく、介護事業に力を入れていく予定としている。

【C社】

- ・建設費高騰もあり、同じ規模でも有料老人ホームの方が多く戸数を作れるため、住宅型有料老人ホームを拡大予定。

【D社】

- ・小規模数ではあるが予定はしている。

【E社】

- ・建設費高騰でサ高住建設費補助金を含んでも収支が見込めないため、高級志向の住宅型有料老人ホームを拡大予定。

○入居率が7割未満のサービス付き高齢者向け住宅の事業者へのヒアリング

参考：入居率7割未満の物件（大阪府へ登録されている住宅302件のうち13件）は全体の約4％

【入居率29.4％】 特定施設入居者生活介護事業へ移行中で入居募集に制限をかけている（1件）

【入居率52.5％】 介護職員が不足している場合は、サービスの質が下がるため入居を断っている場合もある（1件）

【入居率54.3～66.7％】 報告の実施時期に退去が多かったが、現在は入居が増えてきている（7件）

【入居率55.2％】 増築し登録戸数を増やしたため空家が出ているが、募集に注力し入居を増やしていく見込み（1件）

【入居率62.5％】 サービス面を充実させる運営方針だったが、運営が安定してきたので今後募集を増やす予定（1件）

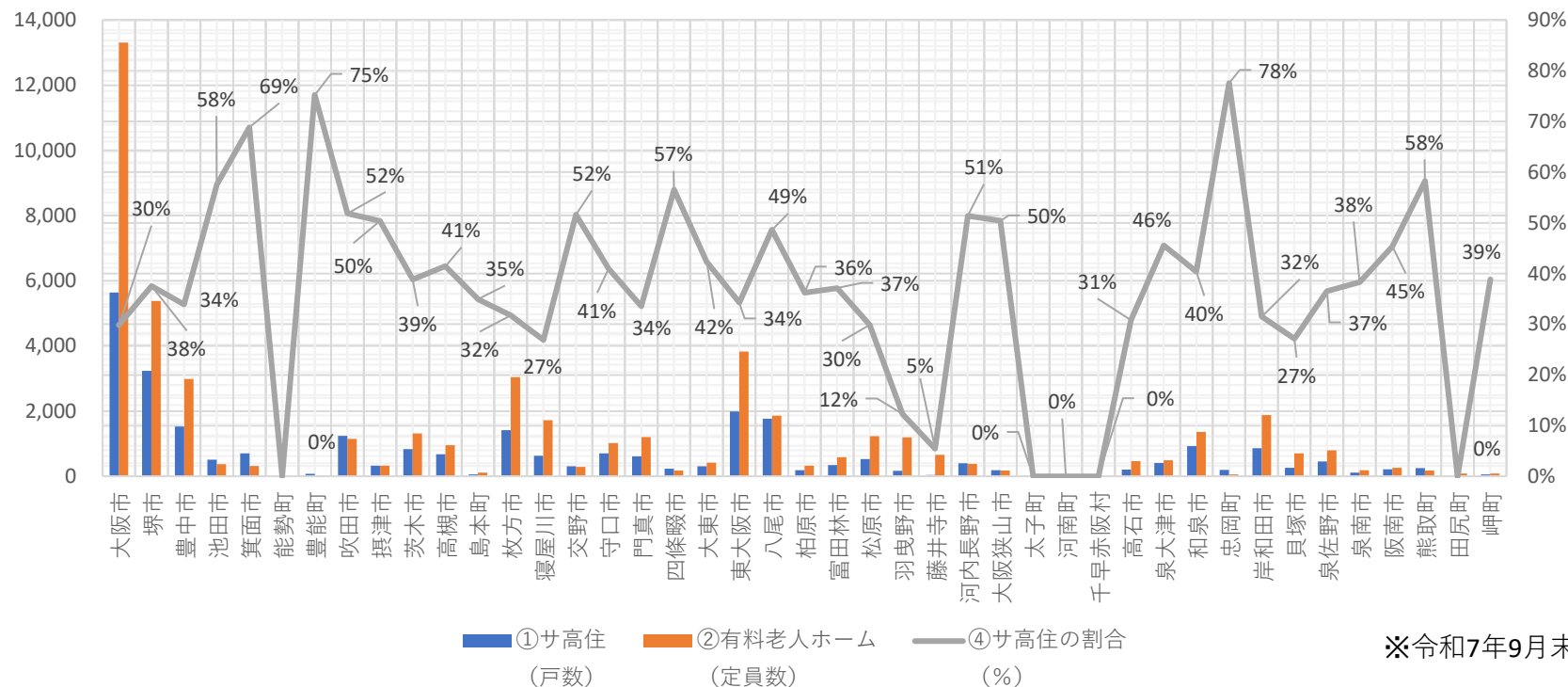
【入居率67.5％】 昨年度末に退去が多かったが入居は回復見込みである。職員の確保が困難である（1件）

【入居率68.0％】 特定施設入居者生活介護事業者として運営しているため職員確保ができない場合は入居を制限しているが現在は職員確保できたので募集再開し入居率も改善する見込み（1件）

論点1-2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

■サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの供給量

大阪府内のサービス付き高齢者向け住宅の市町村ごとの分布



※令和7年9月末時点

■サービス付き高齢者向け住宅整備事業の建設費補助採択における市町村意見聴取実施状況

《策定時》 意見聴取を必要としているのは19市町、不要としているのは24市町村

《現在》 事業補助要件の見直しにより意見聴取の対象が全市町村へ（令和7年4月～）

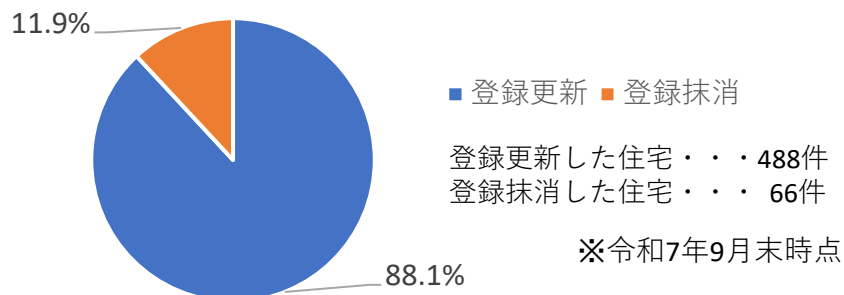
■サービス付き高齢者向け住宅の入居率（大阪府定期報告集計）

《策定時》 入居率 87.6%

《現在》 入居率 92.0%

論点 1－2 その他の住宅確保要配慮者の居住支援施策について（高齢者）

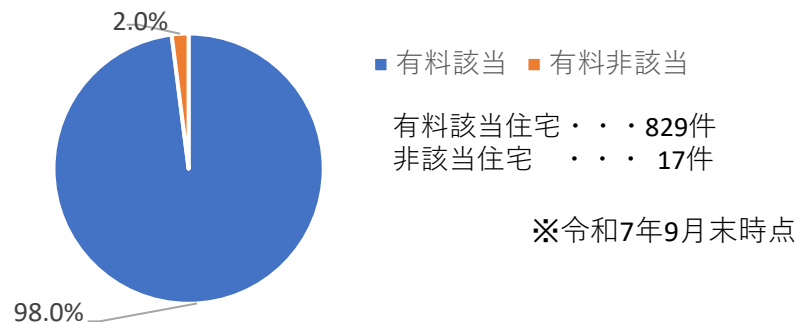
■サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新状況 （更新時期10年を迎えたもの）



更新を迎えたサービス付き高齢者向け住宅

- ・ 10年更新登録をした住宅が88.1%で更新。
- ・ 登録抹消した住宅は主に有料老人ホームに移行している。

■有料老人ホームに該当するサービス付き 高齢者向け住宅の戸数



※令和7年9月末時点

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにより集計

- ・ 大阪府内の9割以上のサービス付き高齢者向け住宅として、食事や介護サービスの提供等を行っているため、老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当。

【大阪府の考え方（案）】

- ・ 高齢者向け住宅（高優賃、シルバーハウジング、サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の戸数は、令和6年度末時点で116,521戸となっており、**引き続き観測指標として把握していく。**
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の入居率7割未満の事業者へのヒアリングや、国の補助事業採択に関する市町村意見の状況などについて引き続き注視しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心してらせるよう、**高齢者の住まいの確保に向けた取組等**を進める。

■全ての住宅確保要配慮者に共通する居住支援

【大阪府の考え方（案）】

- ・住宅確保要配慮者について、その属性による特性はあるものの、共通する課題等も多く、また複数の課題を持つ住宅確保要配慮者もいるため、大阪府の各種計画による取組とも連携し、引き続き総合的な支援を実施する。
- ・福祉施策等とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組の方向性を継続、発展させていく。